

日本大学文理学部コンピュータセンター利用内規

昭和47年10月12日施行
平成16年10月21日改正
平成16年9月30日施行

(目 的)

第1条 この内規は、日本大学文理学部（以下学部という）におけるコンピュータシステム及びコンピュータセンター施設（以下センター施設という）の利用に関し必要な事項を定め、学部の教育・研究環境の充実に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この内規においてコンピュータシステムとは、以下のものを指す。

- ① 学部内にあり、学部が設置したコンピュータネットワーク
- ② 学部内にある研究用コンピュータシステム、教育用コンピュータシステム、広報用コンピュータシステム、図書館コンピュータシステム

2 この内規においてセンター施設とは、以下のものを指す。

- ① インフォメーション・スクウェア
- ② メディア・コラボレーション・ルーム
- ③ メディア・ラボ
- ④ その他、学部教育用コンピュータセンター施設利用基準に定める施設

(基 準)

第3条 学部内のコンピュータネットワーク、研究用コンピュータシステム、教育用コンピュータシステム、広報用コンピュータシステム、図書館コンピュータシステム、学部教育用コンピュータセンター施設に関する利用基準は別に定める。

(管 理)

第4条 コンピュータシステム並びにセンター施設の管理は、コンピュータセンターが行う。

2 管理統括責任者はコンピュータセンター長とする。

(資 格)

第5条 コンピュータシステム並びにセンター施設を利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- ① 学部に在籍する学生（科目等履修生，社会人聴講生，学部研究生，相互履修生を含む。）と大学院生（文学研究科，総合基礎科学研究科，理工学研究科地理学専攻，大学院研究生を含む。）
- ② 学部教職員（付属高等学校教職員を含む。）
- ③ その他コンピュータセンター長の許可を得た者

2 本条は、第3条にある各基準が本条第1項の利用者をさらに制限することを妨げない。

(遵守事項)

第6条 第5条に規定された者がコンピュータシステム並びにセンター施設を利用するにあたり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ① プライバシー及び著作権法等の法令に定める権利の侵害をする行為をしないこと。
- ② 営利を目的とした行為をしないこと。
- ③ 法令もしくは社会慣行に反する行為を行わないこと。
- ④ コンピュータシステムを教育・研究及びその支援以外の目的に使用しないこと。
- ⑤ コンピュータシステムの運用に障害を来すような行為を行わないこと。
- ⑥ その他コンピュータセンター長が禁止する行為を行わないこと。

(資格の停止, 取消し)

第7条 コンピュータセンター長は、コンピュータセンター運営委員会の承認を経て第6条に違反する者の利用資格を停止、または取消することができる。

2 コンピュータセンター長が、その緊急性からやむを得ないと判断したときには、前項に関わらず、第6条に違反する者の利用資格を停止することができる。

3 コンピュータセンター長が第1項、第2項によって利用資格の停止、または取消しをする場合には、コンピュータセンター長は速やかに利用者にその旨を通知する。

(サービスの停止)

第8条 コンピュータシステムの運用上、もしくはコンピュータシステムの障害復旧上やむを得ないと判断した場合には、コンピュータセンター長はコンピュータシステムのすべてまたは一部のサービスを停止することができる。

2 コンピュータセンター長が前項によってサービスを停止する場合には、コンピュータセンター長は速やかに利用者にその旨を通知する。

(免責)

第9条 学部は、コンピュータシステムのサービス提供の遅延もしくは中断によって、又は提供された情報に関連して利用者に生じた損害に対し、一切の責任を負わない。

附 則

この内規は、平成16年9月30日から施行する。